

新旧対照表

福岡県建築基準法施行細則（昭和二十六年福岡県規則第一号）	
改 正	現 行
<p>(許可申請)</p> <p>第十七条 法の規定による許可（法第八十五条第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第六項若しくは第七項の許可を除く。）を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十五条第六項若しくは第七項又は法第八十七条の三第六項若しくは第七項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(許可申請)</p> <p>第十七条 法の規定による許可（法第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の許可を除く。）を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ施行規則第一条の三第一項の表一(イ)項に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第八十五条第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第五項若しくは第六項の許可を申請しようとする者は、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ確認申請書の正本及び副本を添えて、知事に提出しなければならない。</p>